

研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム  
「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる  
包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」  
「他の参画機関」に関する参加規程

令和 8 年 8 月 31 日 事務第 0831-06 号  
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

（目的）

第 1 条 本規程は、研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（以下「BRIDGE」という。）「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」（以下「金融包摂」という。）の推進にあたり、公募で採択された研究開発機関以外に、BRIDGE 金融包摂が目指す趣旨に賛同し、参加・協力・支援等（以下「参加」という。）を行う機関及び個人（以下「他の参画機関」という。）の参加に必要な事項について定めることを目的とする。

（運営）

第 2 条 BRIDGE 金融包摂の研究推進法人たる国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究推進法人」という。）は、他の参画機関の参加に係る事務を行う。

- 2 他の参画機関の参加に必要な事項については、プログラムディレクター（以下「PD」という。）と協議の上、決定するものとする。

（参加方法）

第 3 条 他の参画機関は、下記に掲げる区分において研究開発や実証試験へ参加をするものとする。なお、区分を重複して参加することも容認する。

- (1) 資金提供
  - (2) 人的貢献
  - (3) 物品提供
  - (4) 知的財産等の使用許諾
  - (5) 実証フィールド提供
  - (6) 前 (1) ～ (5) 以外に、研究推進法人が必要と認めた推進活動への参加
- 2 他の参画機関は、予め参加を希望する研究開発テーマの研究開発責任者（以下「研究開発責任者」という。）と前項記載の区分等について協議・

合意を行う。研究開発責任者は、研究推進法人が提供する研究開発実施計画書に他の参画機関の参加方法を記載し、PD による承認を得るものとする。他の参画機関は、研究開発責任者の適切な管理、監督のもと、参加することができる。

- 3 参加が決定した他の参画機関に対し、研究開発テーマから BRIDGE 金融包摂の研究開発成果に係わる秘密情報の開示を行う際は、原則、研究開発責任者の所属する研究開発機関と秘密保持を含めた必要な事項について同意書又は共同研究開発契約等（以下「契約等」という。）を締結し、契約等の写しを研究推進法人へ提出する。なお、既に他の参画機関と研究開発責任者の所属する研究開発機関との間で契約等が締結されている場合は、当該契約等の写しを研究推進法人へ提出することでも構わない。
- 4 他の参画機関へは、委託研究開発費からの委託を行うことはできない。
- 5 他の参画機関が BRIDGE 金融包摂に関する全体会議（全体マネジメント会議等）に出席をする場合は、研究推進法人と秘密保持に関する契約等を取り交わすこととする。

#### （秘密保持義務）

第4条 秘密情報とは、研究開発テーマにより書面、口頭、電磁的記録その他の電子的手段により提供された研究開発に関する全ての情報及び研究推進法人が秘密保持の対象と指定した情報をいう。

- 2 他の参画機関は、秘密情報について研究開発テーマにより公知とされない限り、これを秘密にし、研究開発テーマから書面による事前の承諾を得た場合を除き、当該秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、秘密情報の開示を受けた時点で既に他の参画機関が保有していたことを証明できるものについてはこの限りではない。なお、他の参画機関が辞任その他の事由により BRIDGE 金融包摂への関与がなくなった後も同様の義務を負う。
- 3 前項の規定において、他の参画機関及び研究開発テーマ内の遂行に関わる者との間で、厳格な情報管理の下に、その職務遂行のため、知り得た秘密情報を共有することを妨げるものではない。

#### （終了及び中止）

第5条 BRIDGE 金融包摂の実施期間終了前に参加を終了又は中止をする場合、他の参画機関はその旨を速やかに研究開発責任者へ申し出、研究開発責任者は研究推進法人に報告、研究推進法人は PD、業務アドバイザー、関係省庁等へ通知を行う。

- 2 研究開発責任者は、研究開発実施計画書について他の参画機関の記載削除及び内容の修正を行い、PD による承認を得るものとする。当該承認が行われた日をもって他の参画機関の参加が終了、中止したものとする。
- 3 研究開発責任者及び他の参画機関は、契約等に基づき適切な対応を行うものとする。

(雑則)

第6条 本規程に定めのない事項が生じた場合は、PD と研究推進法人との間で協議の上、定める。

第7条 本規程の有効期間は、BRIDGE 金融包摂の実施期間とする。ただし、第4条については、BRIDGE 金融包摂の終了後5年間有効とする。

第8条 本規程は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。

附則

本規程は、研究推進法人の組織決定を経て令和8年8月31日から施行する。